

## 法令遵守宣言

本法令遵守宣言は、ここに特定される製品の発売時点での状態についてのみ言及しています。かかる時点以降に追加された部品、行われた取り扱い、実施された変更は、明確に除外されます。本宣言は、関係法令(もしあれば)およびハバジット社の技術文書にて定められた規定に適合しない条件下で製品が使用された場合、無効となります。製品は、繰り返し使用のみを対象としています。

ここに特定される製品が以下の食品接触に関する法令を遵守していることを宣言します。

## WVT-176

本製品には以下が含まれます。 アラミド, ポリエステル, ポリウレタン, シリコン

### EU

食品と接触することを意図するプラスチック素材及び製品に関する欧州委員会規則 (EC) No 1935/2004 (改訂された場合はその改訂版) この確認については、関連する第3条、第11条(5)、第15条、第17条を参照してください。

**Regulation (EC) No 2023/2006** on good manufacturing practice for materials and articles intended to come into contact with food as amended.

This material has been manufactured in accordance with the relevant requirements of that regulation.

**Regulation (EU) No 10/2011** relating to plastic materials and articles intended to come into contact with foodstuffs as amended.

シリコーンは、プラスチックと見なされないため、本規則は適用されません。

また、現在のところこれらの材料には、欧州委員会規則(EC) No.1935/2004第5条に準じる特定基準が適用されません。

本製品は、本宣言にて言及されたその他食品接触法令の要求事項を満たしているため、欧州委員会規則(EC) No.1935/2004第3条に適合しています。

本製品は、食品の感覚刺激特性に容認できない変化を引き起こすものではありません。

**ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)(BgVV, BGA)の推奨基準XV「シリコーン」** 本基準のポジティブリスト要件を満たしています。

The raw materials used comply with the requirements of this recommendation.

本製品は下記への直接接触到適用可能です:

- 乾燥した、水性の、酸性の、アルコール性の、および(低減係数が2以上の)脂肪または油脂性の食品タイプ

移行性試験で使用される食品類似物および移行条件

- A (蒸留水)	OM5、100°Cで2時間
- B (3% 酢酸)	OM5、100°Cで2時間
- 95% エタノール	70°Cで40分間
- イソオクタン	60°Cで4時間

かかる条項の遵守を確立するために使用される食品接触の体積に対する表面積比率: 6dm<sup>2</sup>/dm<sup>3</sup>

## USA

**FDA, 21 CFR** parts/sections 177.2600 rubber articles intended for repeated use, 177.1630 polyethylene phthalate polymers, 178.3297 colorants for polymers.

本製品は、本規則で定められた関連要求事項を満たしており、下記への直接接触到適用可能です:

- 米国連邦規則集第21編、177.2600 (d),(e)および(f)項、(I、II、III、IV-A、IV-B、V、VII-A、VII-B、VIII、IXなどの食品タイプ)に準じる、乾燥した食品、水性、酸性、および脂肪/油脂性の食品
- 米国連邦規則集第21編、176.170 (c)項、表1のVI-Aの食品タイプに記載された(最大アルコール8%までの)アルコール性食品

### 製品の製造と宣言の発行元

Habasit (UK) Manufacturing  
John Escritt Road  
Bingley  
West Yorkshire, BD16 2ST  
United Kingdom

Reference: BW UK-20

この文書は電子的に作成されたものであり、署名なしでも有効です。